

# VI. 岩盤規制改革



農業



医療



エネルギー



労働



国家戦略特区

# 1. 農業改革



## 60年ぶりの大幅な構造改革と規制緩和

### 地域の基幹産業への道を開く

- ・ 地域農協の自立と創意工夫による経営を促進する農協制度改革<sup>1</sup>
- ・ 農地を所有できる法人（農業生産法人）の要件を緩和<sup>2</sup>
- ・ 米の生産調整の見直し

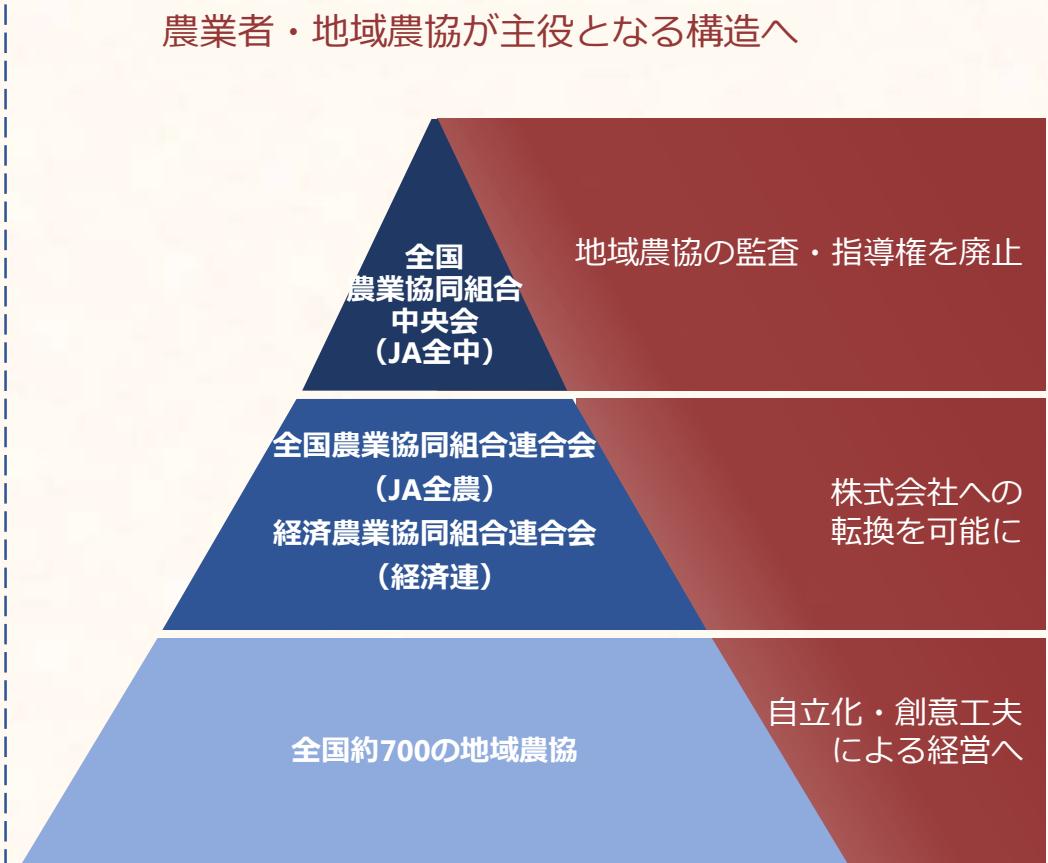
### 農地の集積・集約化と農地利用の最適化

- ・ 農地中間管理機構の創設
- ・ 農業委員会制度の抜本的改革<sup>3</sup>

### 品目別輸出団体の整備による輸出促進

→ 2014年の農林水産物・食品の輸出額  
6,117億円は過去最高  
(2015年1月～9月累計は5,369億円  
(前年同期比24.0%増)

### 農業者・地域農協が主役となる構造へ



# 2. 医療制度改革



## 健康産業の活性化と質の高いヘルスケアサービスの提供

### 再生医療の実用化の促進<sup>1</sup>

- ・ 細胞の培養・加工の外部委託を可能に
- ・ 製品の承認を迅速化し実用化までの期間を世界で最も速くできるように

### 保険診療と保険外診療を併用できる新たな仕組みの創設<sup>2</sup>

- ・ 患者の申し出に応じ、身近な医療機関で迅速に先進的な医療を受けられるように

### 新設の医療法人制度を通じて事業連携を促進<sup>3</sup>

- ・ 複数の医療法人等の一体的な経営を可能にし、効率的で質の高い医療・介護サービスを提供

### 最近の事例

- ・ 創薬ベンチャーの米サンバイオ（再生細胞医薬品開発・販売）が、親会社をカリフォルニア州から東京に移転
- ・ イスラエルのプルリシステム（細胞培養）が日本企業との連携を検討中
- ・ 英リニューロン（幹細胞再生療法）が日本への進出を検討中
- ・ 日テルモが再生医療市場に参入
- ・ 日ニコンがスイスのロンザ（再生医療向け細胞生産）と提携し、再生医療市場に参入



### 3. エネルギー市場の改革

#### 60年ぶりの抜本的な電力・ガスシステム改革

##### 電力システム改革

- ・「電力広域的運営推進機関」を創設（2015年4月）し、電源の広域的な活用に必要な送電網の整備を推進
- ・小売市場の全面自由化（2016年4月）を見据え、地域・業種を越えた小売参入も活発化
- ・送配電部門を法的に分離（2020年4月）<sup>1</sup>

##### 今後の流れ

- a. 電力小売部門への参入全面自由化（2016年4月）
- b. 送配電部門の法的分離（2020年4月）と小売価格の規制の撤廃（2020年4月以降）

##### ガスシステム改革<sup>2</sup>

- ・ガス小売市場を全面自由化（2017年目途）
- ・ガス大手3社の導管部門を法的に分離（2022年4月）

##### 最近の事例

- ・電力小売に参入した企業数は政権交代後2.5倍に
- ・新規参入や既存電力会社による地域、業種を越えた連携が進展
  - 東京電力と中部電力が包括的アライアンスを実施する合弁会社（株式会社JERA）を設立（2015年4月）
  - 日立製作所とスイスABBが送電分野での合弁会社設立について正式契約を締結（2015年6月）
  - 東北電力と東京ガスは、関東圏における電力小売事業を行うため、共同出資による新たな電力小売事業会社設立（2015年10月）

## 4. 労働市場改革



### 3つの重要な柱について 積極的な取り組みを実施中

#### A. 外国人材の受け入れ促進

- ・高度人材の認定要件を緩和し、在留期間無期限の新しい在留資格を導入<sup>1</sup>
- ・現行の技能実習制度を見直し、対象職種の追加、受け入れ人数枠の拡大、実習期間の延長<sup>2</sup>
- ・製造業における日本企業の海外子会社に勤務する外国人従業員の受け入れを可能に
- ・介護分野での国家資格を有する外国人の就労を可能に<sup>3</sup>
- ・国家戦略特区を活用し、外国人の起業を促進、家事支援人材の受け入れ等<sup>4</sup>
- ・外国人IT人材受け入れを3万人から6万人に倍増（2020年まで）
- ・中長期的な在り方を検討

#### B. 女性の活躍推進

- ・2017年度末までに約40万人分の保育の受け皿を整備
- ・育児休業給付を、休業開始後6ヶ月間について50%から67%に引き上げ<sup>5</sup>
- ・2020年までに指導的地位に占める女性の割合30%を目標
- ・長時間労働是正に向けた企業の取組を促進<sup>6</sup>
- ・年次有価証券報告書への役員の女性比率の記載を企業に義務づけ<sup>7</sup>
- ・女性の参画・昇進のための行動計画策定を企業に義務づける法的枠組を構築<sup>8</sup>

#### C. 多様で柔軟な働き方

- ・フレックスタイム制の清算期間の上限を1ヶ月から3ヶ月に延長<sup>9</sup>
- ・裁量労働制の対象業務を拡大<sup>10</sup>
- ・時間ではなく成果で評価される勤務制度「高度プロフェッショナル制度」を創設<sup>11</sup>
- ・長時間労働是正に向けた企業の取組を促進<sup>6</sup>
- ・予見可能性の高い紛争解決システムの検討



# 5. 国家戦略特区における試験的取り組み

以下の9カ所の国家戦略特区において

岩盤規制全般について突破口を開くためのさまざまな改革を実行中

